

平成 30 年 4 月 26 日

各 位

A b a l a n c e 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 吉 永 正 紀
(コード番号：3856 東証マザーズ)
問 合 せ 先： 管 理 部 長 福 島 正 悟
電 話： 0 3 - 6 8 6 4 - 4 0 0 1 (代 表)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 3 日付「当社元代表取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示しております訴訟に関し、平成 30 年 4 月 26 日付にて判決の言い渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 判決のあった裁判所および判決言渡日

東京地方裁判所民事第 15 部
平成 30 年 4 月 26 日
(判決書を受け取った日 平成 30 年 4 月 26 日)

2 訴訟を提起した者 (原告)

(1)

- ・商 号：Abalance 株式会社
- ・本 店 所 在 地：東京都品川区東品川二丁目 2 番 4 号天王洲ファーストタワー 5 F
- ・訴訟における代表者：常勤監査役 若杉 武治

(2)

- ・氏 名：龍潤生 (当社子会社代表取締役)

3 訴訟の提起から判決に至った経緯

当社元代表取締役 谷本 肇 (以下、「被告」といいます。) は、取締役辞任後に、競争関係にある会社を設立し、被告が保有する当社株式を短期間に売却しました。また、被告による情報提供による一部メディア等における記事の内容により、当社の社会的評価が低下し、信用が毀損されました。そこで、当社は、当社が被った風評被害等について、被告に対し、損害金 1 億 8 8 2 6 万 5 6 8 8 円及びこれに対する訴状送達の翌日から支払済まで年 5 分の割合による金員の賠償等を求めるため訴訟を提起しておりました。

4 判決の内容 (要旨)

判決の内容は以下のとおりです。

- (1) 原告 Abalance 及び原告龍の各請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告 Abalance 及び原告龍の連帯負担とする。

5 今後の見通し

本判決においては、被告が取締役辞任後に、競争関係にある会社を設立し、被告が保有する当社株式を短期間に売却したこと、ならびに被告による情報提供と当社の信用毀損に相当因果関係があること等は認められましたが、結論については、到底納得できるものではないため、直ちに控訴し、引き続き当社の正当性を主張してまいります。

なお、本判決による当社業績に与える影響はございませんが、事態の推移により適時開示が必要となる場合は速やかに開示いたします。

以 上

(ご参考) 当期連結業績予想 (平成 29 年 8 月 31 日公表分) 及び前期連結実績

(百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益
当期連結業績予想 (平成 30 年 6 月期)	7,246	810	731	438
前期連結実績 (平成 29 年 6 月期)	6,495	115	48	△175